

特集 新破産法実務の 展開を語る 座談会

—裁判官の立場から・弁護士の立場から—



新破産法が施行されて半年以上が経過した。破産申立てをする会員も管財業務を受任する会員も、既にいくつかの事件を取り扱い始めておられるだろう。新破産法は、これまでの東京地方裁判所を中心とした実務運用を立法化したものであり、大局的な変化はないというものの、検討すべき注意点もかなりある。本誌では、これまで、8回にわたって新破産法の改正点について連載をしてきた（2004年10月号～2005年5月号）。今回は、その集大成として、東京地方裁判所民事20部部长と倒産法分野に実績ある諸会員による、新破産法における実務の検討と今後の展開についての座談会をお届けする。

* 2005年6月7日（火）弁護士会館5F501会議室にて収録

出席者 *敬称略

【東京地方裁判所】

西 謙二

民事20部部长

【東京弁護士会】

多比羅 誠

前法制審議会倒産法部会臨時委員

茨木 茂

日本弁護士連合会倒産法制委員会
副委員長

長島 良成

東京弁護士会法律研究部倒産法部
前部長

<司会>

藤田 浩司

東京弁護士会法律研究部倒産法部
破産・特別清算小部会代表世話人

新法施行後の申立ての状況

藤田（司会）：新破産法が今年の1月1日に施行されました。そこで、その後の運用の状況がどうなっているかということを中心にディスカッションしていただきたいと思います。早速ですが、新破産法施行後の申立状況・運用の概要について、まず西部長からご紹介をお願いします。

西：東京地裁の本庁では、いわゆる少額管財方式が採用された平成11年に約1万件あった破産事件の新受件数が、その後、毎年ほぼ3000件前後の割合で増加してきましたが、平成15年に2万5684件になったのをピークに、昨年平成16年は2万5509件となり、頭打ちの状態となっています。うち法人等の破産事件についても、平成11年に700件強あった新受件数が、その後増加の一途をたどっていましたが、こちらの方は1年早く平成14年に2834件になったのをピークに減少に転じ、平成15年には2600件台、同16年には2500件台といずれも前年に比べてやや減少しています。また、全新受件数に占める管財事件の新受事件数の割合は、新受事件の数が最も多かった平成15年に35%強でしたが、昨年の平成16年には36%強となっています。なお、平成16年の破産新受事件の全国平均は、対前年比で12.5%の減となっています。

このような状況下にあって、新法が施行された本年になってからも、新受事件数はやや減少し、この5月末現在で合計9700件弱となっており、これは、昨年同期の約7.7%の減に相当します。うち法人等の破産事件の新受件数は、対前年比で約12.4%減少しているのに対し、個人破産事件のそれは、対前年比で約7.2%の減少で、その減少の幅は小さいものの、いずれも1月から5月まで各月とも減少しているところから、当面、この傾向は続くものと見られます。なお、管財事件の新受件数は、個人法人併せて3550件余であり、対前年比で約8%の減となっていますが、債権者数300人以上、負債額10億円以上といった大型事件についても事件数の減少が見られます。



東京地裁民事20部 西謙二部長

破産手続の運用状況については、もともと新破産法が実務の運用を取り入れて立法化されたものであり、東京三弁護士会と協議しながら行なっている東京地裁破産再生部の運用は、新破産法施行後においても、旧法下のそれと基本的に変わりがないものが少なくありません。すなわち、新法により自由財産の範囲が拡張されましたが、これによって同時廃止基準に影響をもたらすものではなく、破産者による一定額の財産の保持についても、従前、財産の一部を放棄するという形を採ることによって、自由財産を拡張した場合と同じ効果をもたらす扱いがされていました。また、新法により、債権者集会や免責審尋期日の実施が任意的なものとなりましたが、第1回債権者集会である財産状況報告集会と併せて、債権調査期日、異時廃止の場合の廃止意見聴取集会、任務終了による計算報告集会、個人破産の場合の免責審尋期日を一緒に開くこれまでの扱いに変更はありません。

多比羅：新法下の破産管財人はまだ1件もやっていませんが、新法が施行されてから申し立てた事件は、債権者申立事件1件と自己破産申立てが3件です。債権者申立事件では、申立直後に、保全管理人を選任してもらいました。自己破産の申立てでは、3件とも、申立てした当日ないし翌日には開始決定してもらっているので、非常にスムーズにいったおります。いずれの件も事業継続中で、従業員が雇用されている状態のままでの破産の申立てでした。申し立てた日または翌日に管財人が付いたので、その後の管財業務がスムーズにいったいます。開始決定は、申立後、速やかにやっていただ

きたい。開始決定が遅れると管財業務に余分な仕事が増えてしまいます。迅速な開始決定は迅速な進行のために是非必要と思っております。

全体の申立ての件数の話を伺って、減少しているのに驚きました。法人の申立件数も減っている。管財事件も当然減っている。若手弁護士の中には、新破産法を勉強して一所懸命やろうと思っていた人もいるのに、申立件数が減ったのでは、勉強した成果を表すことができない。今後、弁護士全体としてどうするか、あらためて考えるべきでしょう。

個人破産——自由財産の拡張

藤田：実際に新しい破産法になった後に特に運用状況が大きく変わったということにはなっていない。とは言ってもいくつか変更点がございますので、順番に伺いたいと思うのですが、まず、特に個人破産という観点から、自由財産の範囲が法律上広がったことについて、新法施行後、何か変わった点がありますでしょうか。

茨木：その前に、全国的に個人破産の件数が減った件ですが、二極分化の感じもあって、全般的に皆が皆良くなっているのではないだろうと思う。ちゃんと整理しなければならない人もまだまだたくさんいる。「高止まり」と言ってよいかわかりませんが、大分前のサラ金問題のときに急に増えて急に減ったという傾向とは異なり、今後減るとしてもそんなに急に減らないと思う。

個人破産の関係ですが、旧法から新法への切り替えということでは、東京より地方の方が新法のインパクトがあるのではないかと。新法になっても東京地裁は変わらない。ただ各地裁の運用というのが、たくさんあって、バラエティーに富んでいる。ひとつのやり方は自由財産の金銭が99万円になったから、財産が99万円以下なら同廃になる。そこまでしている裁判所はないと思うが、同廃を拡大するような裁判所が地方にはあるように思います。弁護士側のスタンスもいろいろある。基本的には管財人がついて、公正にやるのはいいが、現実にはこの人、お金がないのでどうしたらいいのかな、なんとか同

廃にならないかな、というように悩みながらやっているものもある。東京地裁の運用として従来から変わらず20万円ぐらいあるのであれば、また仮になくても管財人がついて調べた方がいいよ、分割でもいいよというのは旧法と変わらないですね。管財事件になった場合の自由財産の換価基準というのを東京地裁は作っていますよね。換価基準は金銭は99万円、これは新法になって拡大されましたが、後はいわゆる20万円基準ということでは変わらない。旧法のときもそうですが、申立代理人としては多少の工夫が求められる場面もありますね。例えば預金が22万円ある場合、機械的に2万円多いから管財事件です、というのも妥当でない事案もあるでしょう。申立代理人の方でその人の実情を調べて何とかならないか、例えば、生活費も波があるでしょうから、少し生活費が多目にかかった月に申し立てるとか、多少手続の円滑化ということを入りながら申立てをした方がいいと思います。仮に22万円で管財事件になりましたといっても、管財人としてもなかなか困るようなところもある。次に新法になって自由財産の拡張制度があって、基本的には換価基準内の拡張であればよろしいですが、それ以上に拡張しようとする場合には、新法の趣旨にのっとった活動というのが求められる。

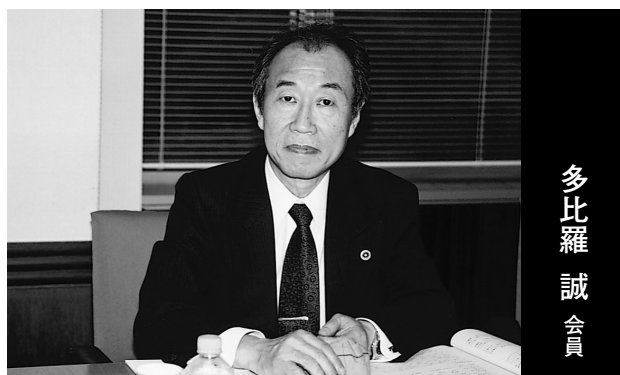
私が管財人になった事案で、新法になってこういう事例がありました。精神を病んでいる若い女性で16年10月に大怪我をして入院して無職、寝たきり。親が代わりにその人の物件を12月に売却して代金が497万円、破産の申立てが17年3月、同日開始決定時には497万円の中から既に医療費・滞納家賃・破産費用・税金とかで212万円使われていて、285万円残っていた。残っていたから285万円が財団に組み入れられることになるのですが、寝たきりなわけですよ。その後、医療費・引越し・税金など163万円くらい使う予定で、申立代理人から見積りを出してもらって、122万円だけ財団に繰り入れます、と送金してもらった事案があります。自由財産拡張として163万円が相当かどうかという問題ですが、使い道がそういうことであれば、これは相当だろうということで、ついこの間、集会で承認。債権者は来ませんでした。財団組み入れした122万円について、現在簡易配当の手続中です。これは旧法のときも、

財団からの放棄ということで何か工夫でできたような事例かもしれませんが、新法では自由財産の拡張ということで正面からできるということだと思います。申立代理人として頭に入れて作業する必要があります。

あともう1件、55歳の人自己破産申立てで、生命保険の解約返戻金が200万円あるんですが、持病があるので解約しないで自由財産にしてもらいたいと言ってきたんです。その人の持病の程度の関係で、新たな生命保険の契約ができないものなのかどうか、材料を出して下さいと申立代理人の方をお願いしたら、いろいろ検討をしていたようですが、申立代理人の方で、その自由財産拡張申立ては取り下げられ、他の財産と合わせて99万円までを自由財産にし、これは換価基準の範囲内ですので、あとは組み入れてもらうことにしてもらった。自由財産の拡張ということは、これから結構重要なものになると思った次第です。

藤田：今の点についてですが、同時廃止基準の問題と換価基準の問題がともするとごっちゃになりやすく、わかりづらい。個人破産を初めてやる会員の中に理解がちゃんとされていないときもあると思うのですが、そのあたり西部長の方で裁判所の基本的な考え方を改めてご説明いただけるとありがたいのですが。

西：同時廃止にするかどうかということと管財事件にするかどうかということとは裏腹の関係にあります。基本的には従前から予納金として20万円を納めることができるのであればこれは同時廃止はしないで管財事件としてやるということになっています。確かに自由財産の拡張の問題と絡むところがあるんですが、当然、基準としてはそういうかたちで運用しています。ただ、そのあたりは、東京三会の弁護士の方々にはよく理解していたいていると思うのですが、たまに、他の県の弁護士会に所属されている弁護士さんの中には、そのあたりの説明をしても理解してくれないことがないわけではありません。同時廃止は、例外的なもので、管財事件として扱うのが基本であるというのがこの破産制度の原則であるわけですから、同時廃止にするかどうかの振り分けについては、多少厳格過ぎると思われるくらいの扱いをし



多比羅 誠 会員

ているのではないかと思います。もっとも、申立代理人の方が、諸般の事情を勘案してやっぱり同時廃止が相当であると、例えばたまたま現金が20万円以上あっても、これが当面の生活に是非とも必要なものであって、一時的に20万円あるからといって同廃にしないのは相当でないと考えられるような場合には、その意見を尊重するというような扱いにはなっていると思います。

藤田：原則的な考え方でいくと、例えば90万円の現金がありました、そうすると最低20万円の手続費用は支弁できるので、20万円は予納して管財事件にもらう。結果的には自由財産の範囲内の財産しかないのですべて自由財産になって、財団は形成できなかったとしても、それはそれで管財事件として終わればよいということですか。

西：そうですね。

長島：私は同時廃止の申立ては、まだやったことはないのですが、破産の申立てをして、調査していただくだけにしろ、管財人におつきいただくと、免責ひとつとっても、手続がはるかに早く安定すると思います。さらに破産者に対する感銘力というか、あまり簡単に手続が終わってしまうのはよろしくないのかなという認識を持っています。いずれにしろ、非常にすばらしい運用になっていると思っています。

西：予納金20万円で管財業務をやっていただくということになると、管財人にとってなかなかご苦労は多いだ

ろうと思います。しかし、債権者に対する情報の提供や手続の明確性の確保という点で、管財事件にしてやった方が手続の公正さが確保され、はるかに債権者が納得する場面が多いのではないかと考えています。

茨木：管財人の供給源との関係があると思いますが、弁護士の数が少ない地方では、自由財産拡張を機に同時廃止基準を広げていくべきだという意見が、弁護士の間でもかなりあるように感じます。その関係で、新法施行の前には、財産の現金化の動きがあるかもしれないという議論がありました。現実には、そのような財産は持っていない人が圧倒的多数だから、あまり問題にならないのかもしれませんが。管財事件になることを考えて、財産を現金化しておこうと、そういうふうな動きとして何かありますか。西部長、いかがですか。

西：具体的な事件としては申し上げられませんが、そういう疑問を持つ庁は結構あるんですね。直前に現金化した場合、99万円の範囲だから認められるという考え方はどうだろうか。東京地裁の考え方としては、破産法34条が、破産開始決定時を基準として破産財団の範囲や自由財産の範囲を決めているため、原則的には申立時に存在するものが現金であれば、その来歴は問わないで現金として扱うという立場をとっています。そこには、破産者の申立代理人に対する信頼も背景にはあります。そうはいっても、具体的な事案で不都合が生じる場面では、管財人がどういう事情をどうみるかということが大きいわけで、基本的には、管財人の考え方を尊重することになっています。単に、直前に現金化したことが良いのか悪いのかではなく、それが更生のために必要であるのかどうかとか、他の債権者のためにどう映るのかなどといったいろいろな要素が絡んでくると思います。そのあたりは、管財人の判断にお任せしているというのが基本的スタンスです。

藤田：今の現金化という問題は、現金以外の財産であれば、換価基準ではほとんどの財産が20万円以下かどうかで換価するかどうか振り分けされていますが、現金だけは99万円なので、事前に現金に換価しておいて、

そうすれば99万円まで自由財産にできるとそういうことだろうと思うんですが。実際に売ってしまう場合には、いくらで売るのが適当かとか問題がありますが、例えば、99万円以下の預金があって、預金だったら財団になってしまっただけで、現金にしておけば自由財産になる。それであれば、預金だって自由財産でいいんじゃないかと、そういう問題だと思うんですけども。

多比羅：その問題は新法施行前から散々議論したところです。裁判所の基準では、破産管財人が、破産者や債権者の状況を判断したうえで、決めるというようです。私は、20万円を超え99万円以下の預金の場合は、破産者及び破産財団の状況によるが、他に自由財産がほとんどないときには、原則として、自由財産の拡張を認めてよいと思う。

茨木：私は99万円まではいいのではないかということで、組み入れて返さないということは基本的にはしていない。

多比羅：判断基準としては、99万円以下の財産について緩やかに、それを超えてしまったときは厳しくと思う。

茨木：立法過程では、立法技術的な問題で、いろいろ考えがありましたね。結局のところ大きく考えて99万円程度の財産価値は手元に置いておく再建資金としていいのではないかとね。そのことを考えて、基本的に99万円までは保障してあげますよという運用であれば、申立人の方でも急いで現金化しなければいけないという動機もわからないのではないかと思います。西部長にお伺いしたいのですが、管財人と申立代理人が、自由財産の範囲に関して争いがあって調整がつかないので裁判所に連絡するということはありますか。

西：あまりないと思います。結局、いろいろな要因があって、現金化するのも要因があると思います。少し事案を重ねる中で、どういう要因が大きいのかをみて類別化していき、そういう意味の基準を考えていく必要があるのかなと思っています。

藤田：先ほど茨木会員からのご紹介の中で、自由財産の拡張の裁判で実例を挙げていただいたんですが、実際、拡張するのか否かは、管財人の判断によるところが大きいということによろしいでしょうか。

西：そうですね。管財人が一番事情をよく知っている。そのところは一番大事なところだと思います。

先ほど、茨木弁護士が言われた高額医療もひとつの大きな要因だろうと思います。そのような事情があれば、当然管財人の考え方を尊重することになるでしょう。ただし、拡張については、債権者集会で、債権者にもその点の情報を開示して、これに対する意見を述べる機会を持つというプロセスをとることも大切にしています。

長島：申立代理人と管財人が対立するということは、そんなにならないと思います。ただ、管財人は債権者の目を意識するのだと思います。

西：そうですね。管財人の方も債権者をどこまで納得させることができるのか、そのあたりを考えられて、やっているのだと思います。先ほどの高額医療費としては是非必要だということであれば、債権者も納得しやすいように思います。

茨木：そうですね。見積りを出してもらってチェックはしました。

多比羅：債権者集会より前に、自由財産の拡張をしたときは、債権者集会で報告はするとよいです。債権者に債権者集会の場で判断を求めるときには、こういうふうにしようと思いますが、反対はないですかと、聞く。自由財産の拡張をするのは、債権者集会の前にしますか、後ですか。

茨木：最終的には目録に書いて配ります。あんまり大きかったら債権者は、そこで聞けばよいと思う。その前に債権者に聞くというのは余程特別の場合に限られる。拡張しようかなというときには、最終的には債権者集会で配る財産目録で書いたものを出して、そこで



異議がなければ拡張の裁判がなされるという運用なんです。

西：そうですね。部分的に拡張の裁判をしたことにするという形ですね。

多比羅：債権者集会では、債権者の意見も反映される。特に99万円を超えた財産を自由財産にするときは、債権者集会でオーソライズされると、管財人として自信をもってやれる。そういう運用がよいのではないかなと思う。

財団債権と優先的破産債権

藤田：次に新法で大きく変わった点として財団債権の問題があると思うんですけど、具体的には今まで優先的破産債権であった労働債権が一部財団債権になった。逆に、今までは原則的にすべて財団債権であった租税債権が一部優先債権に格下げされた。このあたり、いろいろと施行前から議論があったところだと思うんですが、実体法的な面の影響と、破産管財業務として、破産管財人の負担、実際の手続処理という2つの面からお話しただけだと思うのですが。

長島：新法になって3件ほど事件をやっています。いずれも法人です。旧法では労働債権には全然配当がなかったのですが、新法なので財団債権として少しは支払えたという事案には遭遇していないのでわかりませ

ん。いずれにしてもきちんと勉強しませんが、管財人がミスを犯す危険性があります。金額が大きいと非常に危ないとも考えられます。おそらく課税庁は間違いであれば返してくれるでしょうが、間違いはあってはならないと思います。地裁民事20部でもいろいろな資料を準備していただいたり、新管財事務の手引きなどにも相当のページを割いて整理されています。従前、歴代の部長が非常な英断をもって手続を考案され、試験的に運用して、弁護士側も協力してきたと認識していますが、新法によって法的な裏づけがされたことで、今後は実際に運用していく者として意識が違ってくると思います。その中で大きく変わって注意しなければならないところがこの問題だと思います。実質的には労働債権を保護するという趣旨で、労働者健康福祉機構の立替払制度をバックアップし、結局、立替払いと財団債権の支払いとで何とか食いつないで、次の仕事を見つけて欲しいと考えています。財団が形成されるスピードは事件ごとに違います。早いものは、満額払えるところまであっという間にいってしまうケースも多いです。微妙に財団債権部分だけできて、優先債権分の財源ができてそこで財団形成が止まってしまって、財団債権を先に払おうと、労働債権や公租公課の債権もチェックして、何回かチェックして計算しなおして、というのは案外まれなのではないかと思っています。

藤田：今の話の前提として、破産債権であれば、優先的破産債権であっても、基本的には債権届出されて、それに対して配当すればよいと。労働債権が財団債権になると届出がなくても管財人が払わなくてはならない。そういうところが管財人としても負担となると、そういう問題だと理解していいのでしょうか。

長島：これは、各弁護士が工夫されていることだと思いますが、私は早い段階で総務部長や経理部長を確保して、補助者としてしばらくの間、せめて1か月お付き合いをいただきます。一番の目的は労働債権のチェックです。従業員がどこへ散らばったかわからない状態ではつらいでしょうけど、そうでない場合には、着任して早々にキーパーソンを確保して、その方を通して全社

員の委任状を取り付けるなどして処理を進めます。立替払いの申請書も細かいところは会社側がきちんと計算してあげないとわからないことが普通です。およそ、自分の基本給は30万円とわかっていても、足したり引いたりとは会社がやっていたわけです。補助者に対する支払いは負担かもしれませんが、新法には、管財人は情報提供義務があるという規程も新設されましたから、私としては、自分が細かい計算をするということでも、会社の制度をその期間だけ温存することを心がければよろしいのかなと考えています。

多比羅：私は事業継続している会社が突然、破産手続になるケースに関与することが多い。管財人になって困るのは、開始決定後、最初にくる給料日に、旧法の段階では開始決定前の給料を支払ってあげられなかったことです。貸付等のテクニックを講じて、お金を渡していた。従業員に給料を支払わないと残務整理が円滑にできない。新法では、開始前3か月分の給与については、財団債権にすることになったから良かったと思っている。

私は自己破産の申立てをする場合、申立ての段階では即時解雇はせず、1か月後に解雇しますと、解雇予告しておく。なぜ解雇予告にしておくかという、管財人が就任してから1か月間は残務で非常に忙しい。従業員を残してあげないと、管財人業務はとても大変である。申立時に即時解雇する主義の人もいるけれども、そうすると従業員が誰もいない会社へ管財人が行くことになる。それから従業員を集めなければならない。就職活動に入っている従業員もあり、なかなか集まらない。そんなことから、解雇予告にしている。解雇まで1か月の期間を管財人に与えて、1か月以内に主な残務を全部やって下さいとお願いする。開始後1か月間働いてもらうとき、旧法の場合ですと、開始前の給料分は、給料日が来ても支払ってあげられなかった。新法は財団債権として支払ってあげられるので、とても良い。旧法段階ではどういう対応をしたかという、私は、申立ての前日に当月分の給料1か月分支払ってしまった。当月分の給料の正確な金額がわかりませんから、その前の月に支払った給料と同額を支払った。後日、清算する。管

財人は給料を前払いした人を働かせるので非常に楽である。

新法では、財団債権として支払える。そこで、ある自己破産申立事件の場合、前払いはやめ、1か月の給与分以上の現金を、従業員に支払えますよと、管財人に引き継いだ。給料日に支払ってもらえると思ったが、支払ってもらえなかった。管財人の立場になると給料1か月分以上の現金を引き継いだからといって、支払えない。というのは、他の財団債権を見てそれを全部支払いできるか考えた上ででないと、支払ってあげられない。給料日がきてお金があっても、他の財団債権があるかどうか、あるとすれば、何割ぐらい支払っておけば管財人としての責任を問われないか、それをチェックして支払う。

そういう体験から、私は、従来と同じように申立代理人のリスクで給料を開始前に支払っておこうと思っている。その上で、管財人に引き継いだ方が、管財人は煩わしい思いをしなくて、1か月分従業員を使えることになるから。最近申し立てた案件では、申立日の前日に当月分の給料全額を支払って管財人に引き継いだ。法律ができたからと言って、実務の運用はちょっと違うという感じがしております。

長島：期間とか支払期日に関係なく、1か月分支払ってしまうんですか。

多比羅：支払ってしまいます。開始決定後の最初の給料日に当月分の給料全額を支払ってもらえないから。

長島：破産申立ては直前まで従業員に言えない場合がありますから、そういう払い方をすると秘密が漏れる可能性がありますね。

多比羅：申立ての前日の午後3時ぎりぎりとか。

長島：そういうことですか。

多比羅：あまり早く支払ってしまうと「なんで？」ということになる。



長島 良成 会員

藤田：会社が苦しいのということになる。

多比羅：申立前日のぎりぎり。そこでばれても、何だ何だといっているうちに翌日になる。翌日、会社に行って問い合わせをしようというときには、本日、破産申立てします、皆さんの給料1か月は支払ってありますと説明する。

長島：管財人として1か月先の予告解雇ですから、それ自体管財人の行為として、財団債権の中でも優先するという意識を持っています。

多比羅：申立代理人としては、他の財団債権より優先して支払って下さいと言いつらい。財団債権が一部支払えなくなったときを考えると、破産管財人の善管注意義務に反するのではないかとと言われると反論できない。

長島：問題はそれを投入することによって得られるリターンがどうかでしょう。最後の回収、請負工事をもう一息で完成させられる場合、給与計算、あとはバーゲンセールなどを集中的にやってしまいます。

西：新法の施行により、破産手続開始前3か月分の給料や、退職前3か月分の給料の総額が破産手続開始前3か月分の給料の総額のいずれか多い方の額に相当する退職金が、優先的破産債権から財団債権となった（149条）わけですが、当庁では、管財人のご協力を得て、いわゆる直送方式を採用して、全労働債権について債権届を管財人に提出してもらっているため、破産債権

と財団債権の振分け等について新たなご負担をかけることになっています。

なお、この改正に伴い、①解雇予告手当が財団債権になるのかどうか、②独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「福祉機構」という）が労働債権につき代位弁済した場合、支払限度額の制限のため、その支払額が労働債権額を下回るとき、福祉機構が取得する請求権の性質いかん（財団債権か、または優先的破産債権か）の問題が生じています。

①の点については、労働債権の性質を決める要素となる「労働の対価」の意味をどのように理解するかにもかかわりますが、解雇予告手当の制度が設けられた趣旨や、上記労働債権の財団債権化がいずれも労働者の保護を図ろうとしたものであること等を考えると、解雇予告手当も財団債権に当たると考える余地も大いにあるところであって、当庁の管財人の運用も、同様の考え方に立つものがむしろ多いように思われます。

また、②の点については、旧来の福祉機構から管財人あての『証明書』の記入上の留意事項』には、「破産宣告日以降の労働者に対する賃金については、財団債権として他の債権に優先して随時弁済が受けられることとなるので、原則として（立替払の対象となる）未払賃金額から控除して下さい」とされており、これが福祉機構の基本的な考え方と見られますが、ここでは、立替払の対象となる労働債権を原則として財団債権部分ではなく、優先債権部分とすべきことを要求すると同時に、その選択を最終的には労働者にゆだねていると見られることからしますと、そのいずれか不明なときの福祉機構の立替払にあっては、まず優先的破産債権部分から立替払をするというのがその基本的な姿勢であり、そうすると、その立替払によって生じる請求権もこのようなものと考えるのが相当ともいえます。少なくとも、これが従前の福祉機構の運用と見られます。なお、新法施行後の福祉機構の対応はいまだ把握していません。

長島：申請書とか手続に不同文字で記載されているものですか。

西：そうですね。証明書は管財人が出すわけですが、証

明をされる管財人等の皆さんへというパンフレットです。

藤田：破産財団からもらえるものは先にもらえと。

西：管財人の方から支払を受けなさいよ。後、取れない破産債権の方は利用してやったらどうですかというのが基本的なスタンスではないかと思われます。

藤田：先ほどの届出の関係で租税債権の届出、標題は、財団債権でも優先債権でも交付要求書という同じ標題でくると理解していいですか。

西：そのとおりです。ただし、国税と地方税等で交付要求についての扱いが異なっているようです。すなわち、国税の関係では、国税徴収法82条の定めに従い、財団債権については管財人あてに交付要求をし、破産債権については破産裁判所あてに交付要求をする扱いになっており、その様式としては、従来から用いられてきた交付要求書に財団債権用、優先的破産債権用及び劣後的破産債権用の3つの滞納金目録をそれぞれその目的に応じて別紙として添付する方式が採られています。そして、債権届出について、当庁では、東京三弁護士会の協力を得て、いわゆる直送方式を実施していますが、国税の関係では、財団債権についての交付要求書は管財人に、破産債権についての交付要求書は裁判所にそれぞれ提出、送付する扱いがされており、破産債権の交付要求について、直送方式に応じた対応はされていません。したがって、破産債権についての交付要求書については、これが税務署から裁判所に提出された後、裁判所から管財人にお渡しすることになります。これに対し、地方税等については、東京都下の地方自治体等においては、一般的に、いわゆる直送方式に応じて、破産債権についても、裁判所の「書類受領事務担当」である管財人に対して「管財人氣付」で交付要求書を送る扱いですが、その宛名はあくまで裁判所ということになります。なお、地方自治体等が使用する交付要求書の様式は必ずしも統一のとれたものではありませんが、交付要求書自体に財団債権、優先的破産債権及び劣後的破産債権を記載した区分欄を設け、

チェック方式によりそのいずれであるかを区別する様式のものがあるようです。

このように、租税債権については、従前いずれも財団債権であったものが、新法により、財団債権、優先的破産債権及び劣後的破産債権に区分されることになった上、交付要求のやり方も行政庁により異なっているため、その対応に注意を要することとなっています。

ところで、財団債権については、破産手続によらず、随時弁済することになっていますが、他方で、破産財団により財団債権の全額をまかないきれないときは、手続費用、管財人の報酬、破産財団の管理・換価に要する費用の支払が優先し、その他の財団債権は按分弁済が行なわれるべきところから、租税債権を含め財団債権を随時支払っていると、より優先すべき管財人の報酬等の支払に支障を来すことになります。そこで、このような不足する事態が予想される場合には、租税債権等についても、第1回の財産状況報告集会の開催近くまで弁済を留保し、財団の形成状況を確定してからこれを行なうのが相当と思われます。

また、公租公課相互間でも、財団債権に相当するものは優先順位がないので、原則として按分弁済することになり（152条）、公租と公課とで区別する必要はありませんが、優先的破産債権に当たる公租公課については、その優先順位が民法、商法その他の法律に定めるところによる（98条2項）ところから、その区分について注意を要します。

なお、公租公課については、債権調査の対象にならず、他の債権者が異議を述べることもできないので、配当の対象が優先的破産債権に該当する公租公課にとどまる場合には、それ以外の破産債権についての調査を留保したまま、簡易配当の方法で配当を行なうことになりますが、この場合も、配当対象となる公租公課の届出金額のみを記載した債権認否一覧表（認否欄空欄）の提出は必要となります。

担保権消滅許可制度

藤田：新法で鳴物入りで制定された担保権消滅許可制



司会 藤田浩司 会員

度ですが、ただ、施行の前の段階で、部長等のお話を聞くと、伝家の宝刀であると、実際には使えないんじゃないかとの発言もあったように思うのですが、このあたりの運用状況とか使い道とか使い勝手などのお話をいただきたいと思います。

西：基本的には、ただ今のお話のとおり、伝家の宝刀であるとの考え方を持っております。

抜かないから威力がないということではないという発想はとっております。ただ、いつまでも抜かなければ錆びてしまうという印象もします。

担保権の消滅許可制度の活用場面としては、優先順位の担保権者がすべて任意売却に応じて、売却に協力すると言っているにもかかわらず、後順位の担保権者が、ハンコ代ほしさに1人反対するという、そういうケースが想定されると、従前から言われています。

新法施行後、破産事件につき担保権消滅許可の申立てがされたのは、2件（5月末現在）にとどまります。合議系の事件が1件、単独系の事件が1件であり、合議系の事件は、対抗手段の申出がなく、既に許可決定が出されて確定しています。単独系の事件は、唯一の担保権者が目的財産の価格の客観性を確保するため、任意売却には応じられないが、担保権消滅許可の申立てには反対しない旨表明したことから、申立てがされた事案であり、現在、対抗措置の申出期間である1か月の期間中です。

多比羅：単純な物件のときは、容易に使えるだろうと思います。賃貸中のマンション等、敷金等を預かって

いるケースではやっかいな問題があると思います。今後、何件か行なって、どういう運用になるのか、どういう申立てで、どういう契約書であったとか、いずれ差し支えない範囲でお話したいと思います。

藤田：実際、管財人をやっている中で利用を検討されたことはありますか。

長島：ないわけではないと思います。再生の事例で、大規模なゴルフ場の取り合いになったケースでも使われたとお聞きしています。同じことは破産でもできるだろうと思いますし、実際使わなければならない事案にも遭遇しております。

藤田：伝家の宝刀と言っている意味は、担保権消滅許可制度をバックに交渉すれば、合理的な担保権者であればちゃんと話をまとめるはずなんですよ。ただ、実際には5千万円でしか売れないのに、1億円と評価しているのだからそれ以下では応じられませんみたいな、現実を無視した対応をする金融機関が中にはいて、こういうところは、この許可制度をやれば、競売までやるのかと、使われてしまったらしょうがないと、そんな対応もあるのではないかと。実際に体験していませんが、そういう面は多分あるのではないのでしょうか。

長島：金融機関によっては、内部的に稟議を上げて抹消の同意が得られない、しかし外圧があればそれ以上の抵抗はしないという対応のところもあるかと思います。さらに、地方の工務店さんなどは、破産なんて知るか、俺は破産であろうがなんであろうが回収するものは回収するんだという方もおられますので、そのようなときにはどんなに難しくてもこの制度を使わなくてはならないのです。

ですから、私のイメージでは、伝家の宝刀と思っていません。債権者からも、理由のない抹消承諾料を支払うくらいなら、担保権消滅請求手続を取って欲しいといわれることもあるのではないかと思います。

藤田：もう1点、担保権の絡みで、不足額の配当の前

提として、今までは、競売などやって、別除権不足額を疎明しないといけなかったのが、新法では、管財人と別除権協定を結んで、不足額を確定することも可能になりました。この点について、実際、別除権協定が結ばれている例があるのかどうか。

西：聞いていません。

長島：破産の場合にどの程度、管財人にとって意味があるのでしょうか。

多比羅：担保権を実行して不足額を証明しなかったら、配当から排除してしまうわけです。民事再生では、別除権協定を結んでいないと、計画実行できるかどうかわからないですが、破産の場合、配当の点で言えば、困らない。被担保債権の範囲の減額等の協定の必要性は管財人にとってあまりないと思う。

西：一般的には、管財人にとって、別除権者との間で別除権協定を結んで不足額を確定する必要性は少ないと思います。もっとも、届出債権者がすべて別除権者であるような場合には、その不足額が証明できないと、剰余金が破産者に返還されざるを得ないといった不都合が生じるところから、別除権協定を結ぶ必要性が出てきますが、それ以外には、当面、管財人が別除権協定を締結する必要性がある場合は考えにくいと思います。

長島：それだったら、担保債権額による按分額になるのではないかと思います。会社更生手続での同じ組の債権者しかいないというイメージです。

賃貸借契約

藤田：実体法的な部分の変更点なんですが、賃貸借契約に関する規律が変わった点がございます。まず、1点目が賃貸人が破産した場合の賃料の寄託請求というのが、今までも旧法でもできるという見解が主流だったと思うのですが、新法で明文化されたという点がございます。

多比羅：旧法の下でも、寄託請求ができることについては、争いはなかった。旧法の時代で、貸ビル業の破産管財人をやったとき、数多くのテナントのうち、1人だけは、寄託請求をしてきました。他の人はしてこなかった。知っている人は少ないという感じでした。実際問題、寄託請求をしなくても、普通の場合には、問題なく済んでいる。破産手続中に、明渡しをして、敷金返還請求権について破産債権として配当を受けるときは、寄託請求をしているかいないかで、差が出てしまう。しかし、借り続けていると、管財人は賃貸中の物件を売却します。そのときは、敷金返還請求権は買主に承継されるから普通の場合は寄託請求してなくて、あまり問題ない。しかし、テナントから相談を受けた弁護士は、寄託請求すべきです。明文で規定したので、これからは寄託請求が多くなるだろうと思う。新法は親切でよいと思います。

藤田：この間、同期の弁護士から質問を受けた件で、賃貸物件を持っている人が破産したと、相談を受けた人は賃借人で、賃貸人が破産したんですが、物件があったのに、同時廃止になった、オーバーローンのケースだと思うんですが。そうすると、寄託請求を出したいんだけど、破産者自身に出せばいいのかと、破産者自身に寄託請求を出して実際に寄託してくれると思えないと、そんな場合はどうしたらいいでしょうかとの話がありました。

長島：同時廃止事案ではなにもないと思います。手続



は終わってしまっています。今のように破産手続が早いと、もたもたしていると、時間切れでだめになってしまうのではないかと思います。寄託請求は、旧法のときは1回もなかったですが、新法になってから1件ありました。旧法では、事実上最後の2か月くらいは賃料を支払わないでにおいて、管財人から賃料を支払わないのであれば仕方がない、出て行って欲しいという話になって、出て行くけれども、最後の2か月分は事実上相殺処理になるということであったかと思っています。

藤田：もう1つ、敷金の最高裁判例があり、物件を明け渡すまでは敷金返還請求権が発生しないので賃料と相殺できないといっているが、新法で変わった点は、それ以外の実体法上発生した相殺適状にある債権については、賃料と相殺ができる。そうすると、物件によっては、賃貸物件は財団としてあるのに、賃料が入ってこないということが発生するのではないかとというのが管財人からの懸念事項として言われていましたが。

長島：その点は、物上代位による賃料差押でも問題になります。賃料を全部差し押さえられていて、固定資産税の負担しか残らないので管財人泣かせだと思います。あとはさっさと売るか放棄するか、固定資産税分ぐらいまでは担保権者と交渉して解放してもらうか、そういう意味では、管財人が賃料を取れないことは今に始まったことではないのです。

否認制度

藤田：否認権について、否認の要件とか効果が整理されたということがございますが、この点についてはいかがでしょうか。

長島：全体として否認しにくくなったと思います。要件がはっきりして、それは否認できないということになった、自由競争とか財産管理の自由の中で行なわれたということであれば、それはそれでいいのかなと思います。本に書いてあるとおり、最終段階までファイナンス

がつけられるということで生き延びる、あるいは事業再生なんかにするんだというようなことも書かれていて、金融機関の融資やサービサーが資産を購入するときなどに、否認リスクを考えなくて済むようになっていわれています。管財人側としては、否認をしなくてよくなる場合が多くなると考えられます。もっと大上段から議論すると、破産事件は、ほんとうに何も資産が残っていない状態で開始決定になる事案が増えるのかなと考えられます。むしろ、「集合物譲渡担保」とか「集合債権譲渡」など、将来の収益性を全部わたしてしまってファイナンスを付けるようなケースが増えるのかと思っています。

多比羅：担保がたくさん付いた事案が増えるだろうと思う。今後、破産は増えるのかもしれない、逆に、民事再生がやりにくくなるのではないか。担保が付けやすくなるから。担保制度が完備してくると、そこが気になるところです。否認の問題と直接関係ないですが。

西：新たに設けられた否認請求については、現在のところ、6件の申立てがあり、内2件が取下げで終了し、内1件につき認容の決定が出され、残り3件が係属中です。否認の対象としては、支払停止後の根抵当権設定仮登記についての対抗要件の否認を内容とするものが2件、支払停止後の偏頗弁済の否認を内容とするものが1件、債権譲渡契約が詐害行為に当たるとしてこれを否認する内容のものが1件、停止条件付債権譲渡契約を締結した上、支払停止後に債権譲渡の通知をした場合

に関し、譲渡行為自体の否認を内容とするものが1件となっています。

長島：否認請求の手続は、普通の弁論みたいな形式でやるんですか、もう少し早いんですか。

西：否認請求自体は、手続が簡易であり、これが設けられた趣旨から見ても、迅速に結論が出ることになります。

配当手続

藤田：配当手続についても今回改正がなされていますが。

西：簡易配当が行なわれる場合として、①配当可能金額が1000万円未満の場合に行なわれる財団少額型、②破産手続開始決定時に簡易配当によることに異議のないことを確認して行なう開始時異議確認型、③相当と認められる場合に行なわれる配當時異議確認型の3つの場合がありますが、当部では、②の開始時異議確認型の簡易配当は行なわない扱いです。これは、異時廃止で終結する事件が多いこと、異議の有無等について債権者に対して公告通知をしなければならず、手続が煩瑣である上、異時配当の事案についても債権者に配当の期待を抱かせ無用の混乱を生じさせることになること及びこれを避けるために申立時に対象事件を選別しようとする、勢い破産手続の開始が遅延し、破産事件全体の処理に支障が生じるおそれがあることによります。

配当可能金額が1000万円未満の場合は、必ず簡易配当を実施し、これが1000万円以上のときは、原則として正規の最後配当を実施し、簡易配当（配當時異議確認型）によるのは、債権者数が余り多くなく、届出債権について争いがなく、かつ、管財人の換価の内容について格別異議が述べられていないなど、およそ債権者から簡易配当に対する異議が述べられないことが明らかであると管財人が判断した場合のような例外的な場合に限り行なっています。これは、配当可能額が



1000万円以上の場合において、債権者から簡易配当に対する異議が出されると、いったん配当許可を取り消した上、再度最後配当をやり直すことになり、労力や時間的な損失が生じる一方で、新法では、配当の公告が任意的になるなど、最後配当の手續自体が簡素化、迅速化が図られることになったからです。

これまで、配当可能額が1000万円以上の事件で簡易配当にしたものは、数件あるにとどまります。

茨木：旧法でも簡易配当しなければならないのがあって、ちょっと混乱してしまう。法律上旧法で簡易配当がないから。債権者も、新法の簡易配当と混同してしまう。

西：確かにおっしゃるとおりですね。裁判官も充分認識して、間違わないようにしなければなりません。集会でも、新法事件と旧法事件とは、時間帯を区別したりしてやることにしています。

これからの破産手續

藤田：最後に、新破産法の施行という面に限らず、今後の破産事件と弁護士業務とのかかわり方とか、あるいは破産法の使い道や方向性について、ご自由にご意見をお聞かせ下さい。

西：事件数が、全国的にみれば大分落ちてきておりますが、東京の方はそれ程減ってはいないものの、頭打ちの状態であり、事件数が伸びていないことは確かです。その一方で、管財人として登録される方が、毎年、一定の割合で増えております。そうしますと、今後そういった面から見て、破産事件をどう位置づけ、また、扱っていったらいいのかという問題はあるだろうと思います。経済的に見て少し景気が良くなっており、その先行きを見ると、今後も破産事件の数が伸びることがあり得るのか、多少、疑問がないわけではありません。ただ、破産ないし破産手續に対して負のイメージを持ってこれを利用するのに躊躇されるケースも少なくないよ

うに思われます。しかし、破産という事態に陥った場合、これを何か歪んだ形で解決を図るよりも、破産手續に乗せて解決を図る方が、その解決の仕方としてもスムーズに行くことになると思われます。そして、特に今の東京地裁の破産手續の運用からしますと、これを利用することに、あまり抵抗はないんじゃないかというふうに感じております。歪んだ形で問題解決をするよりも、むしろ、破産手續に乗せて解決する方が、はるかに合理的であろうと思っております。確かに、このところ破産の申立件数は増えてはいませんが、まだまだ、そういう意味で眠っているケースはたくさんあるのではないかと。そういったケースを正常な形で解決するために破産手續に乗せるような方向で、言葉は余り良くありませんが、掘り起こす必要があるのではないかと感じております。そして、裁判所としても、歪んだ形での問題解決を図らず、破産手續で解決するという方向に向けて、これも余り適切な言葉ではありませんが、PRしていくべきではないかと考えております。

ただ、そうする前提として、破産制度をどのようなものとするか、その理解や認識という問題があるかと思えます。以前は、あるいは地域によっては今でもそうなのかも知れませんが、破産の申立てをする場合、皆さんから非難され、手續を利用するのにたいへん肩身の狭い思いをしたということが言われています。債権者の立場やその債権者の気持ちを考えた場合の破産者の立場としても、そういうこともあろうと思えます。ただ、自由競争を基本とする現在の経済体制からみると、債務超過や支払不能という事態が生じるのは、ある意味で避けられないものともいえます。そして、破産手續は、そういった問題を解決し、経済秩序を維持するために必要な手段であるというように位置づけることも可能であろうと思われます。そうしますと、破産者を非難し、その道義的な責任を問うということよりも、むしろプラスの観点に立ってこの手續を考える方が大事なのではないかとも思えます。各庁あるいは各地域で受け止め方にニュアンスの違いがあるようですが、東京地裁の場合、少なくとも私としては、経済秩序を維持していくひとつの方法、制度として必要なものだという受け止め方をしております。

多比羅：破産の手続が使いやすくなった。新法の施行とは関係ないが、申立てしてから開始決定まで非常に早くなって、申し立てた日に開始決定ということも何件も体験しています。しかも、開始決定だけでなく、その後の手続も迅速に進行していくことを考えると、もっと破産を利用してもよい。私も以前は清算型でやるときは、あえて破産の申立てをしないで、私的整理でやっていた。しかし、最近気が付いたら私的整理で処理していることがほとんどなく、みな法的手続を取っている。なぜか考えてみると、破産ですと申立代理人で終わってしまって、あとは管財人がやる。全部自分でやった方がよいと思って、私的整理を選択していた。依頼者は最初は非常に感謝しているが、順調に配当財源が貯まってきたりするとそれを使いたくなり、いろいろわがままを言うて来る。それで、依頼者との間が気まづくなってしまうケースがでてきたので、破産の申立てが多くなった。破産の方が手続も早いし、公正公平平等でよいと強調していくべきだと思う。

申立ての時期を破産の場合でも、民事再生の場合でも、もっと早くした方が、良い処理ができる。資産がなくなってから、惨めな状態になってから申立てをすると、どちらにとっても良いことはない。

破産の手続はどうしても清算型ととらえるせいか暗い感じがするが、西部長が言われたように、破産は、民事再生とともに、個人の場合に言えば、経済生活の再建の制度と考えてよいと思う。企業についても、清算手続の面だけを強調されているが、事業再生の面でも役に立つ手続だととらえるべき。破産手続でも事業再生にとって役立つ側面がある。破産手続の開始決定がこれだけ早くなって、申立てをしたその日に開始決定になるぐらいにスピードを持っている手続である。

破産の開始決定の効力は担保権こそ止められないけれど、それ以外の手続は一瞬にして全部止めてしまう。しかも他の倒産手続ですと、会社更生にしても、民事再生にしても、すでに進行中の強制執行等の手続は中止させるだけで、失効はできない。破産の場合は開始決定と同時に失効させてしまう、大変強力な手続。そういう意味では切れ味がよい。再生事案であっても意識的に破産を使うことがあります。営業譲渡を考えて

いるケースのときは、民事再生よりも、破産の方が早くてよい。裁判所の許可だけで簡単にできる。民事再生はどんなに頑張っても1か月はかかりますから、破産の切れ味のよさです。

もうひとつ考えているのは、破産管財人は孤独ですから、申立代理人にもう少し協力してもらうべきです。申立代理人は管財人に協力すべきです。私が申立代理人をしたケースで、管財人からは、従業員全員の退職金の届出を全部やってもらえますよねと、当然のごとく言われてしまいました。それでよいと思う。管財人が、申立代理人に頼みにくいのは、忙しい代理人に費用を支払えないことだと言われたことがある。私は申立代理人に手伝ってもらった場合には、報酬を共益費用として支払ってよいと思っている。そうすると、管財人も申立代理人に頼みやすくなる。その点は裁判所でも是非検討をいただきたい。

茨木：個人破産の関係で、多少減ることはあっても、消費者信用あるかぎり、一定の多重債務者の発生というのは不可避であろう。破産法は最後の社会の安全弁としてしっかり存在してもらわないといけないし、存在だけでなく活用されなければならないだろう。例えば、警察が犯罪を予防するとはいっても、一定の犯罪は発生する。多重債務者も完全に無くすのが理想だが、そうはならない。多重債務者の救済とか解決の手段として個人破産を使う必要がある。東京は弁護士数が多いので、東京地裁は全国に比べれば、減るというよりは高止まりではないか。もっと地方の方の救済とか解決



も考える必要がある。その点ではやっぱり弁護士の数が違うという事実がある。地方の多重債務者の救済ということで、地方の債務者を受けてやられたらいいのではないか。一番体制が整っているのは東京地裁ですので、法律の関係で管轄の規定がありますけど、柔軟に、今柔軟だと思いますが、全体的な救済を図るのがいいんじゃないか。

後は最初の方に言いましたが、今後、個人破産の換価基準がありますけど、換価基準外の自由財産の的確な運用を目指していけば、99万円以上でも、場合によっては生活再建のために確保できるといううまい運用ができればいいなと思っている。立法過程で自由財産をいくらにするかというようなことで、商工会議所なんかが、500万円くらいを提案したことがありましたね。要するに、生活再建とか、個別の事案に応じて、的確な判断が求められる。新法は自由財産の拡張制度で別に制限は設けていないので、大きな可能性を秘めていると思う。世間の動向を見ながら、いい方向で、発展していけば、多比羅会員は企業の再建型での新破産法の利用とおっしゃいましたけど、個人の破産がよりよく再建型として使われるのではないかと考えています。

長島：事件が減ったということですが、私は全然悲観はしていません。西部長のご説明によれば、平成16年度の破産事件の新受件数は約2万5500件ということですが、通常部のワ号事件が2万件台ではなかろうかと思っていますので、20部の1か部で、事件数だけでは裁判所全体の訴訟事件とほぼ同数を処理していることとなります。ですから20部は、胸を張って処理にあたられてよいのではないかと思います。20部の悩みも、キャパシティとしてはもっと多数の事件処理ができるのに、これしかこない、減り始めているというご不満だろうと思います。いろいろな方式、新しい制度を積極的に取り入れた結果、多数の事件がきちんと処理されていくわけですし、景気がいいときはいいときの倒産の仕方があると思います。

民事再生法の制定・改正、会社更生法の改正等を経て、さらにそれをフィードバックする形で新破産法ができたわけで、再生も更生も、条文を読んでみれば一

目瞭然ですけども、同じような構造で3つの法体系ができて、今こそメニューがそろったということです。これからはそれらを使っていかなければならない時期なのだ、使いこなしていかなければならないと思います。倒産処理は、メニューも増えたし、また使いやすくなっています。いろいろな意味でこれからがおいしい時期ではなかろうか、今まで以上に弁護士側も研鑽に励んで、いかにより良く使うかということを考えていくべきであろう。ですから、将来は明るいんじゃないかと思っています。

我々の世代では、破産手続で営業譲渡という、ちょっと異質なものと思ってきましたけれども、ゴルフ場の案件では、譲受人を探してきて営業譲渡するということの限定をすれば、破産手続でも民事再生手続でも同じである、違うところは議決を取るかどうかだけといっても過言ではない部分があります。そのかわり、破産手続では破産管財人が襟を正して、透明なスポンサーレースをやり、また、プレー権の確保等契約内容の適正さも考えなければならないということでしょうか。そうであれば、破産手続では本当に早く、手続費用もあまり掛からないで、結果として、弁済率、配当率の上昇にもつながるかもしれません。社会的には、1回手続を済ませて、破産にしろ再生にしろ、過去の負債を断ち切って、プレー権の保護だけでも復活してくれれば、多少の配当や弁済を受けることよりも意味があるのではないかと、ともかく営業を続けていて欲しいという認識をもたれたという点で、破産というイメージが相当に変わったのではないかと考えています。

他方、マスコミ等の影響もあって、消費者破産などがいろいろ喧伝されて、本当に身近なものになっていると思います。ですから弁護士だけでなく、一般の人からみても身近なものになり、法律も出そろったし、事件数だって高止まりですし、弁護士もいろいろ研鑽して今まで以上に利用されるのではないのでしょうか。それに向けて多少なりとも関与している弁護士としては、さらによく使えるように、みんなで考えていかなければならないとも考えています。

(構成：藤田 浩司，味岡 康子)